

# 士族民権家の自己変革

## 要 旨

一八七五（明治八）年の第二次民選議院論争は、自由民権を叫び、民選議院設立を唱えることのできる有資格者は、幕藩体制において支配階級に属した士族ではなく、被支配階級に属した平民であることを示した。そして一八七八年のいわゆる地方三新法は、地方議會議員の選挙・被選挙資格者を財産による制限選挙制をとり、無産士族をその対象から外した。いまや圧倒的多数が無産者である士族民権家が政治世界にとどまる論理は、人民の権利の名において、普通選挙制しかない。そして普通選挙の主張は、平民との関係を改善する以外になく、それは士族の自己批判を要請する。

土佐では、士族、殊に士族民権家の自己批判を要請する事件が相継ぐ。しかし士族民権家への自己批判要請は、一方で、士族として存在することさえ批判の対象とし、他方で、そうした思想的純化がただでさえ脆弱な士族の生活基盤を揺り動かす。思想的純化に耐えうる者は、士族の家産官僚的性格と志士的人格を完全に分離しうる、ジャーナリストとして生きる一部民権家と、民権家第二あるいは第三世代ともいべき若手しかない。そして志士的人格の分離とその意義の強調は、政府の国民創出のためのイデオロギーに同化する。

松 岡 儔 一

## 1

一八七五（明治八）年は、明治政府が啓蒙的専制から漸次に立憲的専制に移行することを宣言した年であった。そしてこの宣言は、幕藩体制から人民を解放した政府が、その人民を、かれらが企図する新たな秩序（未だ確定していなかったが）に統合する決意の表明であった。政府は右の宣言をすると同時に、幕藩体制の遺物である士族の最終的取り扱いを決断した。翌七六年八月に金禄公債証書が発行されたのは、それを典型的に示した。そしてこれを直接の契機にして、同年、士族の反乱が相継いだ。七七年、士族の反乱としては最大かつ最後までいべき西南の役が勃発し、政府軍の勝利に終わったとき、政府は武人としての士族の脅威から解放された。かくして政府は、かつて士族がもっていた君主への忠誠心・政治社会の全体利益への自覚とそれに付随する諸徳目を、実体としての士族から剝離し、天皇制国家を支える国民（臣民）形成のイデオロギーとする過程に入る。

他方、士族民権家の矛盾が顕在化したのも七五年であった。同年初めの第二次民選議院論争（拙稿「第一次民選議院論争」跡見学園女子大学紀要第二五号 一九九二 所収）は、論理上の問題として、その矛盾を顕在化した。すなわち同論争において自由民権を叫び、民選議院設立を唱えることのできる真の資格者は、幕藩体制下において支配階級に属した士族ではなく、被支配階級に属した平民であることが示されたのである。なぜなら、自由民権思想は、その本質において既存の政治社会への抗議で

あり、その政治社会からの解放をめざすものであったからである。被支配階級こそは、その存在において既存の政治社会への抗議体としてあり、その政治社会から自らを解放するべく存在していたからである。幕末以来やむことのない農民一揆は、それを如実に示していた。この一揆エネルギーが、自らの解放への合理的根拠を自由民権思想に見いだすとき、自由民権運動は権力闘争におさまりきれず、階級闘争へと向かうことになる。そして権力闘争としての自由民権運動の限界は、同年三月に立憲政体樹立を条件に参議に復職したばかりの板垣退助が、わずか半年余後の一〇月に再辞職せざるをえなかったことに象徴的に示された。

いま士族は、士族であることを唯一の理由として自修自立した存在であると認知されているわけではなかった。士族は、平民社会の中で知識人として自立するべく要請されている存在に過ぎなかった。はたして、平民社会の中で知識人として自立するとは何か——士族民権家の可能性は、この問いにかれらがいかなる解答を出すかに依存する。本稿は、士族民権政社の雄であった土佐立志社の社員が、自由民権運動の発展過程の中で、自らの存在にいかなる合理的理由を見いだし、その理由がかれら自身にいかなる自己改革を要請したのか、そしてその要請にかれらはいかに応えたのか、を検討しようとするものである。

## 2

土佐立志社は、板垣がいわゆる征韓論争後の下野に伴い近衛を脱退した土佐出身の将士たちの、今にも暴発せんとするエネルギーを組織内に

係留するために組織されたものであった。そしてこの土佐立志社が、よくも悪くも最初期自由民権運動のセンターであった。このことが、最初期自由民権運動の何たるかを雄弁に語っているといえよう。ところが一八七七（明治一〇）年の西南の役を境に、立志社のヘゲモニーは近衛脱退の将士から坂本南海男（直寛）、植木枝盛などの若手知識人に移った。それは、西南の役を境に、政府が武人としての士族の脅威から解放されたことに照応していた。

近衛脱退の将士と直寛ら若手知識人との決定的な相違は何か。若手知識人たちも西南の役に無関心のわけはなく、かれらは、現状変革の可能性を、近衛将士と同様に、西郷隆盛の動きの中に見いだそうとさえした。しかし、討幕運動に直接参加する経験をほとんどたぬかれらは、獅子の分け前を政府に要求するという地平に立ちえなかつたし、士族の武人としての可能性に全的期待を寄せたわけでもなかつた。かれらは福沢諭吉をはじめとした啓蒙思想家からの学習をとおして、啓蒙思想家の意図さえ超えて、人民大衆の潜在的力量に期待し、人民大衆を啓蒙・組織することに現状を变革しようとしていた。

七七年六月七日、かれらは土佐において初めて人民大衆を前に政談演説会を開催した。「立志社始末紀要」は、「此ノ月（六月）七日、本社始メテ公衆ヲ集メ政談演説会ヲ蓮池町ニ開キ、次デ二十三日稻荷新地劇場ニ開キ、吉田正春、植木枝盛、坂本南海男等主其演説ニ任シ、爾後相嗣デ之ヲ行ヒ、頗ル衆人ノ耳目ヲ提醒スル者アリ」（『史学雑誌』第六五編七号六五頁）と記している。この記述が誇張でないことは、反立志社勢力

の後ろ盾であった佐々木高行の日記の六月二一日の条に、「近来立志社ノ演説会殆ンド毎夜ノ如シ、市中ノ人家ニテ説キ、聴衆雑沓甚シ」（『保古飛呂比』第七卷二〇八頁）とあり、二三日の条に、「立志社演説会下新地劇場於テ施行ス、因ツテ本山茂樹、三宅重忠劇場ニ行ク、聴衆三千計、雑沓甚シ、其席ニ入ルヲ得ズ」（同二〇九頁）とあることなどに証される。

また、かれらは同年八月二五日、政論紙として「海南新誌」、大衆誌として「土陽雑誌」（両紙は、翌七八年一昭一〇日に併合し「土陽新聞」と改称される）を発行した。政論紙と別に大衆紙を発行したことこそ、かれらが人民大衆に顔を向けたことを明瞭に示していた。そしてまたかれらは、人民大衆啓蒙のために「民権数え歌」・「民権田舎歌」・「よしや節」などを創作し、民権思想の単純化に努めた。七七年六月提出の立志社の「建白書」の第六項が「税法煩苛に属し、人民之れに耐へざる也」として「席旗竹槍紛々として起」ること、地租改正一揆に理解を示したのは、たんなるポーズではなかつた。ましてや士族による挙兵の合理化ではなかつた。

かれらの意気込みは、八月二五日付「海南新誌」第一号の「緒言」が、「今ヨリ後、民権大ニ興リ、自主茲ニ長シ、天下ノ人稱シテ、自由ハ土佐ノ山間ヨリ発シタリ、ト云フコトアルニ至レハ、吾党ノ雑誌モ亦始テ空シカラサルニ帰スルト為シ」とのべていることに知ることができ。そしてかれらの運動目標は、九月二二日付同誌第五号掲載の「明治第二ノ改革ヲ希望スルノ論」のつぎの一節に尽くされた。

「而シテ日本ノ戊辰ニ於テ政府ノ変換ヲ為シ、徳川政府ヲ踏シテ王室

ヲ興シタリ、故ニ是ヲ近時我日本國中ノ一変換ト云フ可シ。然レトモ此  
 変換ハ、政府ト政府トノ変換即チ治者ノミノ關係ニシテ、我々人民ニ関  
 係ナク、未タ敢テ人民ノ幸福ヲ増シタルニモ非ズ、利益トナリタルニモ  
 非ス、權利モ増サズ、自由モ増サズ、又今日人民ノ形勢ニハ、今日ノ如  
 キ独裁ノ政体ヲ要セズ、開化ノ度固ヨリ已ニ立憲政体ニ適當ス可ク、国  
 民ノ企望モ亦実ニ立憲ノ政体ニ在レハ、之ヲ要スルニ、今日ハ則更ニ又  
 第二ノ改革ヲ為シ、其政体ヲ革メテ君民共治ト為シ、政府ノ独裁ヲ廢シ  
 テ人民ヲシテ政權ヲ掌ラシム可キ也。即チ是レ今日ノ最モ緊要ニシテ必  
 為サ、ル可カラサル所也。夫レ斯ノ如キ変革ヲ為セハ、真ニ国家人民ニ  
 於テ利益幸福ヲ増シ、其權利自由ヲ得可シ」

明治維新は人民の解放にいささかも寄与することのなかった「政府ト  
 政府ノ変換即チ治者ノミノ關係」した変革にすぎなかった。しかし人民  
 の政治的成熟度は、いまや立憲政体に適合するに至っている。したがっ  
 て、いま必要なのは「其政体ヲ革メテ君民共治ト為シ、政府ノ独裁ヲ廢  
 シテ人民ヲシテ政權ヲ掌ラシム」ための「第二ノ改革」である、とい  
 うのである。

かかる明治維新にたいする評価と運動目標の提示は、人民の解放を要  
 求している限りにおいて、第二次民選議院論争において士族民権家を批  
 判した「東京日日新聞」の主張にこそ近い。

またかれらは、「第二ノ改革」の必要性は西南の役からの教訓でもあ  
 る、と主張した。同年一〇月二〇日付同紙掲載の「内乱鎮定ノ演説」  
 (一〇月一六日の枝盛の演説稿)は、西南の役における政府軍の勝利を、

「政府ノミノ勝利」にすぎないと断定し、つぎのように指摘した。

「国家人民ニ於テハ利ナク益ナキノミナラス、之レカ為メニハ敵兵及  
 ヒ官軍ノ将校兵卒人夫ニ至ルマテ夥多ノ生命ヲ損シ、官軍敵軍トモ二許  
 多ノ貨器錢財モ消失シ、全国ノ清謐ヲ害シ、人心ヲ騒カシ、開化ヲ妨ケ、  
 良民ノ身家ヲ敗リ、生業ヲ喪ヒテ以テ国家ノ強盛ヲ損シ、衰弊ヲ増セル  
 コトハ最モ大ニシテ……」

枝盛によれば「今回ノ内乱ハ雨降テ地固マルモノニ非ラズシテ、雨降  
 テ地ヲ荒シタルモノト謂フ可キ」であつた。かかる変乱をさけるために  
 は、国民の全体意思を国家の意思とする仕組となること、すなわち民選  
 議院を設立する以外にない、これがかれの結論であつた。

### 3

では、第二次民選議院論争において「東京日日新聞」が示した士族  
 (民権家) 批判はどうなるのか。人民の解放こそが自由民権の運動目標  
 であるとすれば、この疑問は避けてとおれない。そして事実、この疑問  
 に対する立志社から答えは、七七年二月一〇日付「土陽新聞」に掲載  
 された国沢会造(細川劉のペンネーム)署名の「士民同権論」に端的に示  
 されたのである。

かつて「士」は「華士ノ二族」を、「民」は「農工商ノ三族」を意味  
 し、「今日ノ所謂人民」とは、この「民」のみを意味しているごとくで  
 ある。しかし今日、「士」は常職を失い「普通人民ノ地位」になつたの  
 だから、「治者ト被治者ノ分界上」からみるなら、「士ト雖モ亦他ノ三族

ト相異ナラサルノ人民」であるといわねばならない。しかしながらと論説は続け、つぎの理由をあげて、「国民ノ名称」に適するか否かから見ると、適するのは「士」のみである、としたのである。なぜか。

「古来日本ニ於テ、本来文武ノ事ヲ以テ其務トナシ、平常国家ノ事ヲ以テ其職トナシ、公共ノ事件ニ参与シテ、国家ノ利害得失ヲ計謀考図シ、其安危存亡ヲ負担担当シタルノ真成ノ国民ハ則チ独リ所謂華士族ノミニシテ、而シテ之ヲ他ノ三族中ニ求ムルニ、嘗テ斯ノ如キ体面ヲ保存シ得タル者ナク、三族ハ則纒カニ奴隸ノ如キ者ト賓客ノ如キ者ノミ」

さらに論説は、いまだ「民」が「国民ノ名称」に適さない理由をつぎのように説明した。

「第一、農即チ百姓ハ果シテ国民ノ体面ヲ保育シタルカ、何カニ国事ニ参与シ、何カニ国家ノ利害ヲ知りシカ、蓋シ此至大至重ナル国民ノ要點ニ於テハ農民毫モ相干渉セル所ナク、唯其常務トナス所ハ、則武家ノ田地ヲ仮借シ、之ヲ耕耘スルニ過キス、而シテ其常務ニ夥多ノ租税ヲ払フ者亦全ク独立国民カ租税ヲ納メテ以テ政府ノ保護ヲ受クルノ類ニ有非ス、纒カニ其田地ヲ借り得タルカ為メニ其報酬トシテ幾分ノ収穫ヲ其地主タル華士族ニ払フノ理ニシテ、恰モ借家住ヒノ者カ家主ニ向テ其店賃ヲ払フト一般ナリシナリ、故ニ農ハ縦令其租税ヲ納ムルノ一点ニ於テハ国民ノ体面ヲ有シ得タルカ如クナリシモ、到底武家ノ奴隸タルニ過ル能ハサリシナリ。

第二、工商二族ニ至テハ又之ニ反シ、會テ国事ニ参与スルノ権利ナク、又タ租税ヲ納ムルノ義務ヲモ負ハス、故ニ是モ亦国家ニ於テハ敢テ其関

係ヲ有セス、只々漂流者ノ如ク、賓客ノ如クナリシノミ」

かかる主張は、立志社設立以来の主張であり、第二次民選議院論争において「東京日日新聞」に対立して士族民権家を擁護した「郵便報知新聞」の主張、そして士族の志士意識に形成すべき国民（臣民）の中核としての性格をみる政府の士族への期待と同じ主張である。論説は、なぜ農民が「武家ノ奴隸」たらざるをえなかったのか、なぜ商工が「漂流者」・「賓客」のごとき存在たらざるをえなかったのかについて一切言及しない。農工商がそうあらねばならなかったのは、支配階級たる武士が政治社会に関する一切の価値を独占したためではなかったのか。そもそも武士がそれを独占しえたのは、武力によって農工商を支配し、その生産物を収奪したためではなかったか。論説が、幕藩体制下の階級関係の無視によって、家禄を家産と見なし、閏刑の存在を当然としたのはいうまでもない。

ところで細川は、第二次民選議院論争において敗退せざるをえなかった「郵便報知新聞」の主張をなぜ繰り返したのか。それは第一に、新しい出発点に立った立志社も士族結社であることに変わりなく、そのことを合理化する必要があった。第二に、それにもまして、かれを含めた若手民権家も、国家にたいする債務の自覚の有無が重大な意味をもっていったことを挙げておかねばならない。それは、一種の愚民観の反映でありながら、同時にかれらが、士族は平民と人民ニ被治者として同一の地点に立つとの認識を示しながら、なお平民を啓蒙することを自らの責務として引き受ける理由でもあった。かれらは、平民の可能性に期待せざる

をえないがゆえに、先覚者＝啓蒙家としての責務を自覚する存在であった。

4

平民大衆への愚民観と平民大衆の可能性への期待ということは矛盾していた。この矛盾を最も端的に示したのは、この時期の立志社の言論闘争の要であった植木枝盛であった。たとえば、かれの著作のうち最もすぐれたものの一つに数えられる「民権自由論」（七九年六月）のはしがきが、「一寸後免を蒙りまして、日本の御百姓様、日本の御商人様、日本の御細工人様、其他士族様、御医者様、舟頭様、馬かた様、獵師様、飴売様、お乳母様、新平民様御一統に申上まする」で始まるのは、かれの先覚者としての責務の自覚の現れに他ならない。しかしながら、この必要なまでの大衆へのへりくだりは、かれの大衆への愚民観の裏返しの表現であるといわねばならない。「東京日日新聞」の士族民権家への自己批判要求は、かれにおいても消化されていない。そうであるかぎり、大衆の士族民権家への不信感、解消されることはない。

右のことは、七八年四月五日付「土陽新聞」に掲載された、かれの長い標題の論説、「全国人民ニ参政ノ権利ヲ与ヘサレハ、士ノ常職ハ寧ロ之ヲ積カサルニ若カサルヲ論ス」においても確認される。

「我国ニ於テ士ノ常職ヲ積クヤ其趣意他ナシ、国家ハ竟ニ一部ノ士族耳ニシテ担任スルノ長策ニ在ラサルヲ以テ、其法ヲ一変シ、其規ヲ博メテ之ヲ全国人民ニ及ホシ、政ヲ全国人民ト共ニシテ、其國ヲ愛セシメ、

其土ヲ守ラシメ、其盛衰強弱浮沈進退ヲ担当セシメ、以テ国家ヲ巨大富盛ニセンカ為メ也」

この指摘は、先に検討した「明治第二ノ改革ヲ希望スルノ論」と軌を一にしている。しかしかれは、さらに続けて、「士ノ常職」が積かれたにもかかわらず、政治が全国人民に開かれていない今日は「前日士カ常職ヲ積カスシテ国家ヲ担当シタル時ヨリモ、猶ホ其愛國結合ノ区域ヲ狭メタルモノ」と糾弾し、つぎのように結論した。

「吾儕ノ欲スル所ハ、固ヨリ速ニ人民ニ参政ノ権利ヲ許シテ、此弊ヲ正スヘシト雖モ、若シ妬ク之ヲ行ハスト為シテ論スル時ハ、或ハ昔日ノ制ニ復シテ士ノ常職ヲ存スルニ若カサル也」

一貫する民権家としての真摯さはともかく、かれに大衆の士族民権家への不信感を払拭しようとする姿勢をみることはできない。

5

ではなぜ大衆は、政談演説会に足を運んだのか。「聴衆三千計、雑沓甚シ」という景況は、なぜ出現したのか。われわれはここで、士族民権家と自由民権運動を分離する時期をむかえたことを知らねばならない。

大衆の自由民権運動への期待は、いまや必ずしも士族民権家への期待を意味しないのである。かれらの自由民権運動への期待は、文字どおりの血税を意味した徴兵制、労働力を取られるうえ民費が増える義務教育、徴税の基礎となる地租改正の進行などを背景とし、士族民権家の主張内容が人民＝被治者の解放に絞られてきたことに起因していた。

士族民権家が、家禄を家産と強弁し、閏刑の存在を当然視する主張をいくら繰り返してみても、いまやそれらは政府の政策によって否定され、士族の名称はかつて武士であったことを示すものでしかならなくなろうとしている。そうである以上、士族の解放は士族を含めた人民に被治者の解放でなければならなかった。そして人民の解放が総てであると認識したとき、かれらが啓蒙思想家をとおして学んだ西洋政治思想、すなわち、国家は人民の集合物であると同時に、人民の自由幸福のために設けられた人工物にすぎないという政治思想は、より鮮明なものとなった。

七七年九月一五日付「海南新聞」掲載の「政論第一」（植木枝盛）は、「凡ソ人間国ヲ立テ政府ヲ設クルノ旨趣ハ、唯其權利ヲ完全ニシ、自由ヲ保持センコトヲ要スルニ在ルノミ」と記された。そして七八年四月一五日付「土陽新聞」掲載の「祭立憲政体聖詔文」（民権熱心居士の署名「枝盛」）は、つぎのように記された。

「夫レ自由權利ナル者ハ、政府ノ自由權利ニ非ス、有司ノ自由權利ニ非ス、各個人民生レナガラニシテ稟ケ得ル所ノ私有ノ自由權利ナリ、故ニ之ヲ擲棄セント欲スルモ、之ヲ恢復セント欲スルモ、一ニ各個人民ノ権内ニ在リ、君主ノ指揮、政府ノ授与ヲ嫉ツテ之ヲ得ント欲スルハ卑屈ナリ、臆病ナリ、自由国民ノ本分ニ背クナリ、吾自ラ進ンデ之ヲ取ラスンハアル可ラス……嗚呼、正理ハ吾ニ在リ、権力ハ我ニ存ス、何事ヲ為シテカ成ラサルアラン、何ノ功ヲ図ツテカ克セサルアラン」

かくして国家にたいする責務を自覚すること、すなわち国民であることは、人民自らが国家構成員として存在していることを自覚することで

あり、国家の運営に参加することは、国民の当然の権利であり義務（「国民ノ本分」）であった。かかる認識からすれば、普通選挙制は当然のことに属した。七八年三月一〇日付「土陽新聞」掲載の「国会ハ県会ノ基、県会ハ区会ノ基」（石井鶴樹の署名）は、つぎのように主張した。

「蓋シ今日ニシテ国会ヲ開キ国事ヲ議ス、初ヨリ或ハ十分ニ善ヲ盡シ美ヲ盡サ、ルヤ否ヲ知ラスト雖モ、已ニ国会ヲ開テ議事十分ニ善美ナル能ハズト云ハ、是レ殊ニ国会ノ悪ナルニ非ズ、本主タル人民ノ罪也。而カモ日本国ノ本タル者ハ日本ノ人民也、本タル人民ニシテ斯ノ如クナラハ、日本ハ日本タルノ国会ヲ開テ可也、本主ニシテ自ラ厭ハスンバ十分ナルモ不十分ナルモ更ニ差支ナキ筈也。雷ニ差支ナキノミナラズ、応ニ之ヲ開キテ早く上達セサルベカラサルモノナリ、是レ人民ノ権利義務也」

人民こそは「日本国ノ本タル者」に主権者であるという認識を示すことによって、人民の智愚と国会の開設による人民の権利の回復は、明瞭に分離された。主権者たる人民の権利として義務として開設した国会が、かりに「愚論ノ府」となろうとも間然すべきではないのである。

右のごとき主張は、かれらの学んだ西洋政治思想上の帰結であったただけでなく、次項に検討するごとく、当時にあつては、財産の有無による制限選挙制によって無産士族が政治世界から追放される危機感のなせる業でもあつたことに注意しておきたい。

6

すでに小区会段階で民会を開設していた土佐は、大区会Ⅱ土佐州会（県会でないのは、七六年一月から八〇年三月まで阿波も高知県に合併されていたことによる）にむけて動き、ついに七八年八月五日から一日までの会期で、第一回土佐州会を開いた。

この州会の開設には、板垣をはじめとした立志社幹部が熱心に動いた。その理由は、おおまかにいって二つある。

第一に、親立志社であった県令岩崎長武が、まさに親立志社であることよって罷免され（七六年八月）たことと、西南の役に呼応して挙兵する計画があったとして立志社幹部が下獄（七七年八月、立志社の獄）したことよって、立志社の県政への影響力が減じたことがあげられる。それは、立志社に結集した士族の利益保障の減退を意味した。立志社は、立志社に代わって士族の利益を保障する機関を必要とした。

第二に、西南の役・立志社の獄を契機に浮上した若手民権家たちは、大衆の啓蒙と組織化を自らの任務としていた。かれらは、県会に代わる州会を開設して、その主導権をにぎれば、おのずと土佐を自由民権運動に組織できる、と考えた。勿論、かれらにすれば州会は、かれらの構想する民選議院のモデル・ケースであった。

第一回州会の決議は二つあり、それらは右の二つの理由を如実に反映した。決議の一つは、県庁保管の士族授産金の州会移管要求であった。この虫のいい決議は、勿論、士族授産金が親政府士族（反立志社士族）

に有利に配分されることを阻止するためであった。それは、立志社の団結を保ち、自由民権運動の分裂を阻止する必要に負っていた。しかしながら、大衆からこれを見れば、立志社は大衆の啓蒙にのりだしながら、いまだ士族の利益を追及することを止めていない、と映ったにちがいない。なお枝盛は、県庁との交渉委員の一人であった。

第二の決議は、「高知県会議事章程」の改正要求であった。この「章程」は、もともと親立志社の県令が存在することを前提に、立志社が県政を掌握しようとして作成したもので、岩崎が罷免されたことによりその任務を終えたのである。改正案の特色は、一言でいって、地方自治の要求である。すなわち、土佐州会は州民の代議機関であることを明示し、県令Ⅱ中央政府と一線を画した。選挙は、もちろん普通選挙（一五〇〇人に一人の代表者を選出）であり、女性を除外する規定も存在しない。こうした改正案が示す州会からすれば、若手民権家のめざす民選議院が、板垣たちが当初考えていた地方官会議でも交替しようようなものとは無縁であった。なおこの改正案の原案は、枝盛が起草したといわれている。士族の利益保護と人民の政治的解放をめざす二つの決議は、当時の立志社の矛盾の忠実な反映であった。矛盾は止揚されねばならぬ。そして止揚の方向は、自由民権運動の本質に規定される。

7

第二回州会にもふれておかねばならない。第二回州会は、同年一月五日から開かれ、同年七月に公布されていた「府県会規則」の改正案の



上奏がその中心的検討課題となった。「府県会規則」は、いうまでもなく政府が中央集権国家の運営を円滑に行うため、行政最末端に地方名望家を組み込もうとしたものである。それゆえ、財産による制限選挙であったのはもちろん、議会の議事は狭隘であった。

枝盛の筆になるといわれる「府県会規則改正ノ願望書」は、一五カ条にわたり「府県会規則」を批判した。「願望書」のなかで最大の問題として取り上げられているのは、「府県会規則」が被選挙権資格を地租一〇円以上納入する二五才以上の男子に限ったことである。この問題に、実に八カ条にわたる批判を展開している。その論点の中心は、被選挙権資格者を地租一〇円以上納入者に限るなら、「竟ニ府県会ノ議員ハ大抵富豪ノ農民間ヨリ出デテ、士族ノ如キハ其極テ富豊ニシテ幸ニ田地ヲ持スル者ヲ除テヨリハ概シテ之ニ与カラザラントス」ということにあった。「願望書」はつぎのように記した。

「我邦ノ如キハ古來封建ノ制度ニシテ、士族タル者独リ国事ヲ担任シ、随テ学問ヲ修メ、智識ヲ研キ、交際ヲ開キ、品行ヲ正シ、活発ノ精神ヲ存シ、高尚ノ氣風ヲ持チ、然シテ平民タル者ハ纔カニ奴隸ノ形勢ニ在テ、會テ国家ノ事ヲ思フノ心ナク、縦令資力アルモ亦敢テ学問ヲ修メズ、智識ヲ開進セズ、品行卑下ニシテ、交際ノ道モ亦闕ケザリシ故ニ、今日時勢ノ変遷スルモ尚ホ其公事ニ迂疎ニ一般ノ智識ヲ闕ク者多シ。故ニ今日政府ノ官吏ノ如キ、文武ヲ問ハズ其人特ニ士族ニ多クシテ、平民ハ則チ甚ダ鮮シ、然ルヲ今夫府県会ニシテ士族不動産ヲ持セザルノ故ヲ以テ之ヲ斥シテ議員トセズ、平民静産ヲ持スルガ為メニ之ヲ挙テ議員ト為ス、

何ゾ時勢ノ因襲スル所ヲ察セズシテ其法ヲ定ムルノ迂疎ナルヤ」

「願望書」の主張するところ、被選挙権を財産の有無によって制限するべきでなく、普通選挙にするべきだ、ということにある。しかし、右のごとき批判理由によれば、無産士族が県会から事実上排除されたこと、すなわち、士族の知識所有者としての平民大衆にたいする優越感が無残にも撃ち碎かれたことにたいする怒り、といった印象が強い。それは、さきに検討した国沢会造の「士民同権論」と同根であった。

なお、「府県会規則」が選挙権資格を地租五円以上のものに限ったことにたいする批判も、その理由とするところは右と同じであった。

ともあれ、右の「府県会規則」によって、立志社の普通選挙論が確定的になったことに注意しておきたい。普通選挙論は、いまやたんなる理論上の問題ではなく、現実に士族が選挙権・被選挙権を獲得する唯一可能な途となったのである。

なお「願望書」は、府県会の権限が地方税をもって支弁すべき経費の予算およびその徴収方法について議定するにすぎないことは「狭隘」にすぎると批判する。この点こそ、他の地方において豪農商ノ県議クラスが自由民権運動に動き出す主要な動機であった。しかし「願望書」においては、「府県会規則」批判一五カ条のうちの一をしめるにすぎない。この相異が、後の立志社ノ愛国社路線と県議路線の相異となるのであるが、ここではその問題に立入る余裕はない。

土佐州会は、一一月二二日、県令によって解散させられた。そして翌七九（明治二二）年一〇月三〇日、「府県会規則」による第一回高知県会

〔土佐二七名、阿波三一名「高知県議員名簿」〕「高知県議史」付録が開催された。立志社は、県会において、「府県会規則」批判をするため片岡健吉ほか三名を県会に送り込んだ。健吉たちは開会と同時に「選挙法改正案」を提出、あるいは予算案の審議を強行しようとする県令にたいして、県会は県民の正当な代議機関でないから予算審議に入ることはできない、と反対した。しかし入れられなかったので一月一日、辞表を提出した。その辞表には「今の県会是一般人民の真実に付与せざる権限を擅私する」〔高知県議史〕七八頁〕ものである、と記された。

辞表を出すことで、健吉たちが県議になった目的は達せられた。すなわち、立志社が以降県会外運動を展開する正当性を確保した。かれらには、土佐州会の経験があった。

8

一八八〇（明治一三年）、自由民権運動は、立志社と愛国社系の運動に県議系の運動が合流し、三月、国会期成同盟となり、同盟は運動の盛り上がり背景に、四月、「国会開設の許可を上願する書」を政府に提出した。しかしそれは受理されなかった。そのとき、立志社が新たな運動方針として提起したのが私立国会論であった。それは、政府への不信感を基礎とし、もはや請願運動によっては国会を開設することは不可能である、人民自らの手で国会を開設する以外にない、と主張するものであった。勿論、かくして開設される最初の国会が制憲議会であったことはいままでもなく、かかる憲法の制定は人民主導になる新国家の樹立を

意味した。

私立国会論は、同年秋の第二回大会（国会期成有志公会）を経て、全国民権家に、「全国人民ノ過半数ノ団結」をかちとるため「地方ノ団結ヲ鞏固ニシテ実力ヲ養成」せしむること、ならびに各地で憲法案を起草することを、その任務として要請した。民権家がかかる任務を引き受けた以上、とりわけ土佐の場合、大衆の士族民権家にたいする不信感の払拭は急を要した。

第二回大会の終わった後、当然のことながら土佐においてまず確認されたのは私立国会論であった。八〇年二月二〇、二二日付「高知新聞」に掲載された「道同シカラサレバ相為メニ謀ラス」は、第二回大会の決議を報じ、請願運動を「大ニ我カ三千五百万同胞ノ愛国心ヲ観感興起セシムルハ其功実ニ偉ナリ」と総括しながらも、いまや請願運動が破綻したことを指摘し、今後の方針を示した。

「我カ人民タル本分ヲ我カ政府ニ盡シ、而シテ我カ政府ニ於テ公然我カ嘆願哀請ヲ拒絶セラレシ後、尚ホ且ツ恬トシテ人間羞恥ノ何物タルヲ知ラズ、或ハ□ノ前ニ叩頭シ、或ハ地方乃筆吏ノ手ヲ煩ハシテ我カ改進黨ノ主義ヲ達セント欲スルニ至ラバ、殆ント其程度ヲ忘却スルノ卑屈漢タルヲ免レ難シ……道同シカラサレバ相為メニ謀ラザル者ハ彼内閣諸公ガ保守主義ニアラズヤ、汝ハ汝タレ、我ハ我タル者ハ乃チ正ニ政府ト反対ノ地位ニ独立スル我ガ改進黨ニアラズシテ何ゾヤ」

まさしく私立国会論の確認である。そしてこの私立国会論を遂行するために設立されたのが海南協同会であった。その綱領ともいふべき「海

南協同会緒言」は、思想・政治色を一掃し、専ら産業振興と人民大衆の「幸福安全」を謳った。産業振興の中心的担い手である豪農商の組織化がめざされたのである。

同年一月一日付「高知新聞」掲載の「告高知県下豪農鉅商諸君」は、右の「緒言」に見合った論説である。

明治維新の豪農商たちは「家二万鎰ノ財ヲ蓄へ、野二千頃ノ田ヲ贖フモ子々孫々長へニ奴隸ノ境界ニ沈淪」していた。しかし、いまや「諸君カ其前ニ膝行シテ敢テ仰キ見サリ所ノ士族社会ハ、大半飢餓ノ水火ニ陥リ、却テ諸君ノ憫笑ヲ免レ」ない状態となっている。それゆえ、「諸君ハ頓ニ痛悔猛省シテ固有ノ進取力ヲ回復シ、以テ少シク人民タルノ本分ニ背」かないようにすべきである。見聞するところによれば、甲州・信州地方の豪農商たちは「愛国ノ士」が多く、「往々士族社会ヲ圧倒スルノ氣風」があるだけでなく、「国会願望主唱者ノ如キモ概ネ豪農中ヨリ起」っているという。「自由ハ土佐ノ山間ヨリ生スルト誇称スルノ地」において、独り豪農商たちが卑屈であつていいのか、と。

甲州・信州の見聞を語る筆者は、板崎斌である。かれは、いまだ土佐における民権家としての経歴をもたない。かれは司法省の役人として松本裁判所に勤務しているとき、その地方の豪農民権運動を見聞し、故郷の民権運動に資するため帰郷して、創刊されたばかりの「高知新聞」に論陣を張りはじめていた。

立志社は、海南協同会をとおして村の名望家である豪農商を組織することによって、私立国会論が要請する任務を遂行しようとしていた。そ

のためには、大衆の士族民権家への不信感を払拭する必要がある、その綱領から思想・政治色を一掃し、産業振興と人民の「幸福安全」を謳った。しかしそれだけで、不信感が払拭できるわけではない。やはり士族の本質、すなわち幕藩体制が何であつたのかを問い返すことは不可避である。そしておそらく、板崎はそれを問うにふさわしい人物であつた。

ちようどこの時期、まさに士族とは何であつたのかを問い返すに好都合な運動が生じた。半知米返還請求運動と本田知行地返還請求運動がそれである。二つの運動はともに、西南の役以降の激しいインフレの中で日ごとに貧窮してゆく士族が、士族の権利を主張するもので、その主張は、士族が封建の遺物であることをあらためて県民の前にあきらかに示した。変わらねばならないのは、まず士族であることを示したのである。

## 9

半知米とは、慶応年間、土佐藩が軍備費調達のため、藩士の知行米の半額を借り上げたものである。

八〇年一月二日付「高知新聞」の雑報は「願望だ願望だといふから例の国会かと聞くと、何さ士族社会財政困難の一件で、有名なる大代言師や雄弁家寺田・岡崎等の諸君が諸肩抜ひて左の願望を担出さるとの風説、又該入費は願望者より一名に付五錢を募るとか」と書き出し、「半知御借上米之儀ニ付嘆願(書)」を載せている。その「嘆願(書)」によれば、半知米請求の正当性はつぎのとおりである。

「私共今度奉願儀次第ハ、旧藩政中ニ去ル慶応年度ニ於テ、内外多事、

国事困難ノ時ニ当リ、或ハ軍備等ノ為メ藩政用度難支趣ニ依リ、慶応三卯四月、土佐國中ニ令シ、半知米被借上、漸ク藩庫ノ不足ヲ補ヒ、焦眉ノ急ヲ救済セラレ、当時切迫ノ時勢ニ堪へ、終ニ今日ノ隆盛ニ到達セリ、故ニ右半知借上米ノ如キハ今日此隆盛ヲ致スヘキ基礎ヲ築シ一分ニモ可有之乎、然ニ右被借上タル末、王政維新・藩籍奉還ノ変遷ニ会シ、以後旧政中ニ係ル御貸下金穀ハ勿論、御借上ノ金穀等総テ大政府ノ御負担トナリ、所置セラレシ廉モ不尠、素ヨリ旧政府ノ貸借ハ勿論新政府ニ於テ引続キナルヘキハ至当ノ事ト奉感服候」

この「嘆願(書)」による知行米にたいする認識が、第二次民選議院論争における「郵便報知新聞」、および七七年の立志社が、家禄は士族の家産である、と主張したのと軌を一にしていることは説明を要しないであろう。

この請願運動がどの程度の規模で行われたのかあきらかでないが、翌八一年四月二三日付同紙の雑報がつぎのように記しているのを見ると、かなり本格的に取り組まれたようである。

「彼の半知米御返しを請願せんと集会する御士族連は、先月浅利先生が総代にて県庁へ右請願進達願ひを出せし後も、しきりに会合して上京委員を投選せしが、今度有名なる潮江自由党は兄貴株兼発陽社長北川貞彦大人と藩制の其昔し参政のお役入たりし朝比名泰平翁の二人が近々本県七等属高野正雄氏の出京に随従なし、博覧会见物〔ドッコイ〕いよいよ借上米を請求さるる由……是ぞ所謂半知半解の連中なるべし」

右雑報が示すごとく、この請願運動に士族民権家、それも指導的地位

にある者(北川貞彦)が参加している。それは、かれが代言人という職業上やむなく、というものではなかったであろう。しかし「高知新聞」は、その報じ方に示されるごとく、この請願運動に好意的ではなかった。

この事件にたいし、四月二五日付同紙は、速水廉という署名の入りの投書「半知米請求ヲ論ズ」を掲載した。速水は、まずこの請願者たちの集団を「旧藩士格以上頑陋ノ徒ヨリシテ成立シタルモノ」と規定し、この事件を評するにあたり、武士とは何であったのかを問わねばならないという。そして速水は、「夫レ我輩士族社会昔日ノ有様ヲ回顧スレバ、我輩ハ為メニ慚愧慷慨ニ堪ヘス……何トナレバ、之ヲ明言セントスルハ即チ我輩士族社会旧時ノ醜態ヲ発露スルヲ以テナリ」と書き出し、武士の本質をつぎのように指摘する。

「抑モ徳川氏ノ天下ニ覇タリシヨリ以来数百年間、我輩諸君ト共ニ俱ニ三民ノ上ニ位シ、暖衣飽食以テ妻子ヲ養育セシハ果シテ之レ如何ナル理由ソヤ。諸君必ス言ハン、咄、汝ハ何者ゾ、之レ他ナシ、吾人祖先ノ恩恵ニシテ所謂槍先ノ功勞ノミト。云フモノハ之レ皮想ノ観ナリ。試ニ思へ、祖先ノ功勞アルヲ以テ長ヘニ其子々孫々ヲシテ末世末代肉食セシムルカ如キノ報酬アラシヤ。蓋シ封建時代ノ武士ナルモノヲ養育スル所以ハ、一朝自家暖急ノ際、其爪牙トナサンカ為メナリ。昔者或人莊子ニ仕ヲ勸ム、莊子曰ク、余ハ宗廟ノ犧タルヲ欲セスト。由是觀之、武士ナル者ハ即チ豚羊ト異ナラスト云フモ豈不可ナランヤ。彼ノ西洋人ノ豚羊ヲ飼養スルヤ他日其肥大ナルニ及ベハ乃チ屠テ之ヲ喰フニアラスヤ。我輩ハ失敬ナカラモ武士ヲ指テ豚羊ト同一視セサルヲ得ス。是レ佗ナシ、

自己ノ生命権利ヲ挙ケテ佗ノ犠牲タラシムルヲ免レサレバナリ」

武士が「三民ノ上ニ位シ、暖衣飽食以テ妻子ヲ養育」しえたのは、君主が武士を「一朝自家暖急ノ際、其爪牙トナサンカ為」であり、その意味で武士をその君主との関係において「豚羊ト同一視セサルヲ得」ないのである。いまや、かつて武士であったこと、いま士族であることは自慢にはならない。まして第二次民選議院論争において「郵便報知新聞」が、そして七七年の立志社が主張した、家禄は家産であるということは、問題にならない。家禄は「豚羊飼料」に他ならないからである。「嗚呼、諸君ハ名誉ヲ捨テ廉恥ヲ破リ、只管羊豚飼料ノ余瀝ヲ得ルニ熱中ナスカ、苟モ如此ナレバ、我輩ハ敢テ諸君ヲ譴メス、唯々其頑陋ヲ憫マンノミ」。かつて武士士族であることに付随した名誉・廉恥をはじめとした徳目は、いまや士族をやめることによってしか保守できないのである。

この請願に参加している士族一般にたいしては「憫マンノミ」で済ますにしても、民権家がこの請願に加担するのは許されない。

「嗚呼、東條君ヨ、君ノ憂世愛國ヲ以テ自ラ任ジ、民権自由ヲ唱ヘテ世ヲ益スルハ世人ノ夙ニ知ル所、我輩亦之ヲ知ル矣。然リ而シテ、君今マ此頑陋ナル半知党ヲ説教スル能ハス、否ナ、吾ニ能ハサルノミナラス却テ之ニ左袒シ、我カ士族社会ノ一大醜態ヲ普天下ニ暴白セント欲スルハ抑モ何ノ心ソヤ。蓋シ君等カ目的タル半知米ノ返金ハ国庫ヨリ捏取スルトモ、其一厘一粒何ソ三千万同胞ノ膏血ニアラスト謂フヲ得ンヤ。果シテ然レハ、之ヲ国庫ニ請求スルハ即チ同胞ノ膏血ヲ捏取スルト何ト擇ハン。嗚呼、半知党ノ諸君及ヒ東條才助君ヨ、請フ少シク反省スル所ア

レ」

この請願運動は、勿論、政府の入れるところとはならなかった。五月三一日付同紙の雑報は、「彼の半知米請求の一件は断然難聞届と其筋より指令になりたるに付き、最早特別拝借金之嘆願に取掛るの外致し方なし、と在京総代から去る二十一日の書状が到達しければ、同二十八日、該請求者の面々が相会合して様々評議の末、已に半知の願面が聞届かられざるに勢を挫きたれば、此上特別拝借金を願ひ出づるも滞在日当や諸入費の出し人なかるべし、と遂に在京総代へ直ちに帰県せよと電信で掛け合しとぞ」と報じている。なお、ここにいう「特別拝借金」とは、士族授産金の謂である。岩倉具視が士族授産策をとおして士族を天皇制政府に収斂しようと考えた可能性は、士族民権家にも開かれていた。

## 10

半知米返還請求事件に前後するように、本田知行地返還請求事件があった。本田とは、土佐藩主山内家が土佐に来るまでに耕作されていた農地であり、これ以降に開墾された農地を新田という。

この事件は、藩政時代に藩主は藩士に、その禄高に応じて本田を知行地として与えていたが、藩籍奉還後、その農地は知行主であった旧藩士の所有に帰せず、農民の所有に帰したため、知行主であった士族たちがその所有権の返還を政府に請願した事件である。

この事件に関し、坂崎斌は四月二九日から五回にわたり「高知新聞」に「本田知行地地券請求者ノ惑ヲ解ク」を掲載した。かれによれば、本

田知行地と家禄は一体のものであり、家禄がすでに金禄公債と化している以上、士族の知行地にたいする所有権は消滅しているはずであった。にもかかわらず、かかる請求事件が生じた以上、家禄の本質に言及せねばならなかった。かれは、「昔者、我邦兵農相分離レテ所謂武門武士ナル一族ヲ結成セシ以来、天下良民ノ膏血ハ遂ニ其口腹ニ充ル所トナリ」と書き出す。

「而シテ彼ノ徳川氏始テ豊臣氏ニ代リ覇タルノ後、漸ク封建ノ形勢ヲ鞏固ナラシムモ、徒ニ天下ノ良民ヲ挙ケテ武門武士ノ奴隸タラシムルニ至ル。抑モ所謂武門武士ナル者、果シテ何ノ功德アリテ此ノ特別權利ヲ享受シ得タルヤ。今試ニ法理上ヨリ之ヲ論スレハ畢竟盗ノミ賊ノミ……由是觀之、凡ソ士族社会ガ封建時代ノ世禄ナル者ハ、原来不公正ノ性質ニ成立セシハ固ヨリ我輩喋々ノ解説ヲ待タサル者アリ。然ラハ則チ、明治政府ガ所謂武門武士ナル者ノ特別權利ヲ剝奪シテ其世禄ヲ没収スルハ、毫モ間然スヘキニアラス」

坂崎は、右のように家禄を規定し、このことに気づかない請願者、ことに「同等自由ノ首唱者ヲ以テ自認スル」民権家にして請願者を、「利己主義ニ惑フ者」として厳しく糾弾した。そしてかれは、本田地行地地券がなぜ農民に下付されるべきなのかについて、「現ニ其地ヲ耕作シテ、授田地株ノ保有権ヲ伝承スル農夫ニ下付セスシテ、果シテ將ニ誰ノ手ニカ帰セシメントスルヤ」と主張し、最後に、「諸君試ニ思へ、諸君ハ徒ニ農夫カ僥倖ノ所有権ヲ得タルニ不平ヲ抱クモ、諸君亦嘗テ数百年間三民ノ上ニ坐食スルノ一大僥倖ヲ享受シ来ルヲ忘却スル勿レ」と結んだ。

なお坂崎は、右の論説を掲載している途中の五月五日から四回にわたる、同紙に「旧地行地ノ儀ニ付願書ノ概略」を掲載し、旧地行主たる士族の主張を詳細に検討して批判を加えている。かれのかかる熱心さは、貧困にあえぐ多くの士族たちが、かれの主張をすんなりと受け入れる余裕をもたなかったことを示すとともに、いまや土佐の自由民権運動はそうした状況においてもなお、右の主張を繰り返さねばならない段階を迎えていることを示している。

坂崎の右の主張にたいし、請願者の一人が武門頑五郎という自嘲めいたペン・ネームで、六月二四、二六日付同紙に「本田地行地々券請求者ノ惑ヲ説ク論ヲ駁ス」を投書している。この投書は三つの骨子からなっている。

第一に、封建時代における武士は農工商の「守護」としてあり、それは封建時代における社会的分業の一つである。

第二に、近年のインフレにより士族の貧窮はますます激しく、これにたいし農民は米価騰貴で豊かになっている。しかし士族への保護はない。

第三に、文章の才ある一部士族は別として、無文無筆の多くの士族は「従前数百石ヲ領セシモノモ車夫、奴隸トナリ、尤モ甚シキモノハ乞食トナリ、或ハ餓死スルモノ」さえある状況であると。

投書は、以上三点を挙げて請願運動の正当性を主張した。しかし、第一の点は、数百年にわたる身分制秩序の内で呻吟せざるをえなかった農工商を納得させないであろうし、第二の点は、士族以外のインフレに泣く都市貧民を納得させないであろう。そして第三の点は、無文無筆士族

の嫉みであるとともに、士族の無能ぶりの自己表白であった。

## 11

速水は、かつての武士階級は主君との関係において「羊豚ト異ナラズ」と宣言し、坂崎は、かつての武士階級は平民階級との関係において「盗ノミ賊ノミ」と宣言した。かかる宣言からすれば、士族が士族として存在することに意味がないばかりか、平民大衆と区別される士族が存在すること自体不合理であるという帰結となる。

二月二二、二四日付同紙は、「華士族ノ名称ヲ廃スルノ議」を掲載した。論説は、「今夫レ同舟ノ航客之ヲ區別シテ上下等トスル、必ス乙ノ下等ハ甲ノ上等ヲ睥睨シ、甲ノ上等亦乙ノ下等ヲ輕侮シテ顧ミサルノ状アルヲ免レス……況ヤ同一ノ租税ヲ納メ、同一ノ兵役ニ服シ、同一ノ風俗教育ニ生長スル日本人民ヲシテ、未タ法律上ニ同一ノ權利ヲ有セシメザル者アラバ其利害得失ハ果シテ如何ゾヤ」と書き出した。ついで蔑視されている平民について言及した。

「所謂平民トハ抑モ何ノ称ソヤ。或ハ華士族ニ対シテノ称呼ニシテ、華士族ノ如キ特別ノ地位ヲ保有セサル一般平等ノ人民ト謂フノ義ヲ指ストスル乎。然ラハ則チ、所謂平民ナル種族ハ日本人民ノ正統タルノミナラズ、其多数ノ部分ヲ占有スル農工商等、独立不羈勞力自食ノ全社会ニアラスヤ。我輩若シ其名ノ其実ニ副スルヲ要セハ、寧ろ平民ノ称ニ換ルニ良民ノ称ヲ以テスベキノミ」

華士族と平民との差別は、華士族と平民の区別に由来する。論説は、

さらにこの点を士族と平民の関係の実態より説明した。

「夫ノ閩刑ノ如キハ、新刑法業ニ已ニ其跡ヲ収ルヲ以テ、我輩更ニ贅弁ヲ要セス。而シテ地方士族ノ冥頑不靈ナル、人間同等ノ真理天下ニ明カナルノ今日ニ際シ、尚ホ佗ノ農工商ヲ奴隸視シ、其言語容貌ハ頗ル社会ノ交際ヲ妨礙シ、其ノ自ラ奮フテ農工商ノ職ニ就ク者ト雖トモ、往々人ヲシテ捧腹絶倒セシムルノ故態アリ。蓋シ数百年旧慣ノ致ス所ト雖トモ、亦士族ノ名称ヲ廃セサルニ根由スルニアラスヤ」

ましてこの「封建制度ノ遺物」たる華士族から貴族を選出し、貴族議院を新設せんとする動きは、まったく「人間同等ノ真理」に反している。あるいは華士族をして「皇室ノ輔翼タラシムル」と説明されるかもしれない。しかし、それは「誤説ノ最モ甚キ者」といわねばならない。なぜなら、「封建遺物ノ存廢」は、「陛下ノ威靈」に直接の関係はないからである。「而シテ能ク天壤無窮ノ賓祚ヲ擁護スルノ責任ニ堪ル者ハ、唯我輩一般人民ガ上下一体ノ愛国心アルノミ」。勿論、人民の愛国心は、国家権力が人民の自由幸福に寄与していると思念される度合による。そしてそれは、権利の平等を前提にするのである。

右のごとき主張が、普通選挙論、一局議院論に連動することはいうまでもない。

区別は差別を生み、差別は権利の不平等となつて自らを体现する。それゆえに、区別を全廃することなくして「人間平等ノ真理」は実現しないのである。

勿論、右のごとき主張は、貧富の差の是正には進まない。貧富の差は

個人の責めに帰せられる。二月二〇日付同紙に掲載された「財産平等ノ妄想」は、「我輩之ヲ聞ク、天ハ幸福ヲ其人ニ与ヘズシテ其人ノ働キニ与フト……抑モ現今社会ノ景況ニ貧富ノ懸隔ヲ生ズル所以ハ、即チ各自ノ祖先、若クハ父兄、若クハ其身勤惰ナル結果ニシテ、実ニ社会経済ノ通理タルナリ」と指摘し、「財産所有権ヲシテ鞏固ナラシムルハ、吾人ノ権利ヲ保護シ、吾人ノ幸福ヲ享受スルノ基礎」と主張している。この主張が、豪農商を組織しようとしたことと表裏の関係にあることはいうまでもない。のみならず民権思想家たちは、一八世紀の啓蒙思想を継受したものにふさわしく、そしてこのことにかれらは気づかなかつたのであるが、アンシャン・レジュームの桎梏から、政治的自由とともに財産権の解放を叫んだのである。

12

士族は、士族であることを止めなければならない。士族民権家はいかにすべきか。二月二六、二八日付同紙は、「民間ノ事業ヲ興起スヘシ」を掲載して、「地方ノ殖産製造」を盛んにすることが「今日ノ急務」であると宣言し、かかる「今日ノ急務」と士族民権家との関係を論じた。論説によれば、士族民権家の現状は、貧窮に陥り、それから脱出するにも自己資金がなく、さりとて政府からの士族授産金をあてにすることは自由民権の主張と矛盾する、と為す術もなく嘆いている。いかにすべきか。

「所謂無形ノ財産即チ自己ノ労働ニ依食セント欲スルノ諸君ハ、先ツ

一般社会ノ信任ヲ其身ニ負ハシムルヲ要シ、一面ハ勉メテ其ノ議論ヲ沈実ニシ、其挙動ヲ温籍ニシテ佗ノ輕侮厭惡ヲ生ゼザルノ体面ヲ保存シ、一面ハ政治上ニ熱心スルノ精神ヲ少シク経済上ニ移転シ去リ、凡ソ殖産製造ノ民間ニ興起ス可キノ事業ヲ探求シテ、余力ヲ遺サズ十分ノ講究、十分ノ試験ヲ経歴シ、而シテ後、以テ一般社会ニ遊説シ、為メニ需要ヲ充タシムベシ。然ラハ社会一般ノ諸君ヲ信任スルハ前日ニ倍シテ、自ラ無形ノ財産ヲ貴重セザルノ慣習ヲ脱シ、諸君亦無形ノ財産ヲ運用スルノ位置ヲ得ルヤ必セリ。於是乎、有形ノ財産ハ無形ノ財産ト相結合シテ、民間ノ事業隆々興起シ、我輩ガ前ニ所謂高知人士ガ自由党ノ勢力ヲ拡張スルノ一大妨害ヲ掃蕩スルノ考案、全ク其効ヲ奏スルヲ期スヘキナリ」

論説は、士族民権家を「無形ノ財産」＝知識の持ち主であると規定し、知識を使って「自己ノ労働ニ依食」するには「一般社会ノ信任」を得ねばならず、そのためには「勉メテ其ノ議論ヲ沈実ニシ、其挙動ヲ温籍ニ」し、「政治上ニ熱心スルノ精神ヲ少シク経済上ニ転移」することに よつて一般社会の「需要ヲ充タシム」べきである、と指摘したのである。かかる指摘が、海南協同会の綱領にそつたものであることはいまでもなく、それは、かつての武士を「羊豚ト異ナラス」・「盗ノミ賊ノミ」と規定し、平民を「日本社会ノ正統タルノミナラズ、其多数ノ部分ヲ占有スル農工商等独立不羈勞力自食ノ全社会」と規定した「高知新聞」にとつて当然の帰結であつた。のみならず、それは、いま士族民権家が「一般社会ノ信任」を得ているとはいいがたい状況であることを示していた。



ところで、「勉メテ其ノ議論ヲ沈実ニシ、其挙動ヲ温籍ニ」せよ、「政治上ニ熱心スルノ精神ヲ少シク經濟上ニ転移」せよという要請は、いかなる要請なのか。おそらくそれは、これまで士族民権家がともすれば大衆の政治的啓蒙を急ぐあまり激越な言動を繰り返し、自らの生活基盤を顧みないだけでなく、大衆が士族民権家と同じようになることを要請しがちであったことへの糾弾である。すなわち大衆は、日常性の解放をもなわぬ政治的解放の呼びかけには応じないことが指摘されたのである。大衆にとって政治的解放は、それ自身が目標ではなく、全的解放の端緒にすぎなかったからである。民権家は、自らの知識を大衆の日常性と接点をもたせることによって大衆の中で自立すること、そうしない限り自由民権運動の発展は望めぬ。これまで士族民権家は、自らがそうであるように、大衆の日常性を捨象して、大衆を政治的に啓蒙することで政治的日常化を図ろうとした。しかし、いまや士族民権家が大衆の中で自立することによって、日常の政治化が図られるべきなのである。はたしてこのことは可能か。

## 13

西南の役後のインフレにより士族の生活はますます貧窮に傾いており、かれらの授産は急を要していた。自己資金のないかれらは、政府の援助に期待せざるをえなかった。授産策をとおして、士族を天皇制政府に収斂せんとする岩倉の方針の現実的基盤は存在したのである。しかしながら、士族一般のかかる状況は憫みの対象であったにせよ、士族民権家に

は別のことが要請された。士族が民権家として存在するには、かつて支配階級として存在したことにたいする自己批判が要請され、さらには士族であることさえ止めることが要請された。ましてや、大衆が期待しうべくもない授産金をあてにすることは許されなかった。かつて直ちに権利と結びつくこととえられた「無形ノ財産」に知識は、いまや権利と結び付かず、大衆への寄与によってのみ意味あるものと措定された。権利は、国家構成員であるという一点において全人民が平等にもっているはずのもの、としてとらえられたからである。

かくして、民権家として存在し続けることのできる士族は限定されることになった。すなわち、民権家の中でも経済的基盤の弱い部分に政府からの援助に期待せざるを得ない部分は、自由民権運動から脱落して行かざるをえなくなったのである。共行社の運動からの脱落はその象徴的な事件であった。

共行社は、立志社創立後、その主立った諸氏が高知市内のそれぞれの出身地域において設立した結社の一つである。その幹部の一人である水野寅次郎は、七七年六月の立志社建白の時、片岡健吉に随行し、愛国社再興後は大阪在留委員ともなった。あるいは同じく幹部の一人であった桐島祥陽は、愛国社再興大会に列席し、七九年冬には国会開設願望の議を興すため立志社派遣委員として山陰各地に遊説した。

水野・桐島両幹部の動きに示されるごとく、共行社はこれまで土佐における自由民権運動に積極的役割をはたしてきた。ところが共行社は、八〇年九月末、立志社ならびにその傘下の政社と対立し、一〇月一日、

ついに立志社へ「立志社員分離状」を送るに至ったのである。「分離状」の内容は、立志社は「道理二偏」しており、「純然タル共和主義ヲ以テ天下ヲ率イ、道理政体ヲ以テ天下ニ立タント欲スルモノ」であり、それは「立君定律ノ政体」ニ立憲君主制の樹立をめざす共行社と相入れない、というものであった（川田瑞穂『片岡健吉先生伝』湖北社 一九七八年覆刻四一九―四二四頁）。これにたいし、立志社ならびに各政社は、立志社は共和主義ではないと反論して、共行社の反省を求めた。しかし、共行社がかたくなに前言を押しとおしたため、立志社ならびに各政社は、やむなく共行社に「絶縁状」を送るに至った。

この時期の立志社の運動方針は、共行社が批判するようなものであったのか。私立国会論の提起者である坂本直寛や植木枝盛が確認し続けていたのは、たしかに社会契約思想である。しかしかれらは、社会契約思想を、歴史の主体は人民であることの弁証として受け止めていた。かれらは、人民の政治的成熟度を中心に歴史の発展を見ていた。それによれば、歴史は、封建時代↓君主専制↓君民共治↓共和制と発展する。いま人民の政治的成熟度は君民共治を望む段階であるにもかかわらず、現実の政治形態が君主専制であることが問題であった。勿論かれらは、もし政府が君民共治を拒否するならば、そのことが人民を一気に共和制に向かわせるかもしれないことを指摘するのを忘れなかった。こうしたことを共行社はよく知っていたはずである。自由民権運動は、まさにこうした「道理」の実現をめざしているはずであり、「道理二偏」しているという理由で「分離状」を出すのは奇妙なことであった。しかしおそらく、

この奇妙さの中にこそ共行社の苦境が示されたのである。

共行社の所在地である高知市新町は、下級武士出身の者が多く住んでいたところであり、共行社は維新後も経済的基盤が弱く、政府から士族授産金をうけとることを前提とした開墾移住計画をたてていた。そしてちょうどこの時期、この計画は福島県下対面力原への開墾移住として実現しようとしていた。ところが、立志社を中心とした土佐における自由民権運動は、まさに「道理」において、もはや政府からの援助を期待することが許されない段階をむかえていた。

八〇年九月二三日付「高知新聞」に掲載された投書「対面力原殖民ノ風説ハ信カ為カ」（岡林九兵衛）は、「何ハ兎モアレ角モアレ、既ニ政府ノ慈悲、イヤサ政府ヨリ恩借シタル特典ノ資金ヲ以テ、お為メゴカシノ開墾トヤラニ従事セントハ、蓋シ真正ノ民権家ナリト賛賞スヘキコトナランヤ、矧ンヤ其願望書ハ稍々嘆願体ノモノナリト云フニ於テヤヤ」と記された。

共行社にとって「道理二偏」することは、共行社員の生活を脅かすこととであった。最下級武士ゆえに幕藩体制からの解放を望み、討幕維新に一番多くの犠牲を出し、明治という時代に一番期待していいはずのかれら（土佐勤皇党の中心部隊）が、その期待が明治政府によって満たされないがゆえに自由民権運動に走り、政府につきつめた「道理」がかれらの生活をいっそう追い詰める。

共行社員ほどでなかったにせよ、生活の困窮については他の政社員とて大差なかった。おそらくこの事件は、同じ状況にいる他の政社員を動

揺させるに十分な事件であった。かれらの多くは、大衆の中で知識人として自立する能力も才覚もなかったからである。かれらは、いまやはっきりと、自由民権論は政府への不満を表象する雄弁を越えたものであることを認識せざるをえなかった。不満は満たされることで解消されるが、民権家はその満たし方にも自らの存在を賭けねばならなかった。多くの民権家はそれに耐ええなかった。

動揺を防がねばならない。坂本直寛は、同年一〇月五日付「愛国新誌」に「民権家ノ行為ヲ論ス」を掲載し、「抑々純粹無雜ノ民権ノ精神ナルモノハ如何ナル遭遇ニ掛ルト雖モ、決シテ其思想ヲ変スルコト無ク、固ヨリ目前ノ私利ニ眩フ事無クシテ、常ニ自力ニ由テ進取スルニアリ、何為レゾ政府ニ愛ヲ求メ特別保護ヲ乞フガ如キ事アルベケンヤ」と指摘した。「特別保護」を受けている民権家は、「仮面民権家」・「求官民権家」・「糊口民権家」・「陰謀民権家」・「書付民権家」・「名私民権家」だといっているのである。

あるいは植木枝盛は、同年一月二日付同紙に「士族果シテ無用ナル乎、士族果シテ財産ナキ乎」を掲載し、将来「社会ノ景況順正ニ帰スレハ」、社会は必ず士族の知識・道義・名誉といった「無形ノ財産」を活用するに至る、と指摘する。そして、「我党敢テ日本閩国ノ士族ニ告ントス、士族諸君ヨ、卿等ハ敢テ不慣ノ開墾ヲ止メヨ、不熟ノ商業ヲ止メヨ、而シテ卿等ハ卿等カ有スル所ノ智識ヲ用ユベキ土田ヲ開拓セヨ、又之ヲ拡充セヨ」と叫んだ。

直寛・枝盛の主張はそれなりに明確である。しかし士族は、士族民権

家は、具体的にいかなる手段によって生活をすればいいのか。士族もてる知識・精神を貴重なものとしつつも、士族自身が生活体としてその知識・精神を維持する事ができない、このことにたいする嘆きは深い。枝盛は、同月二〇、二八日付同紙に「何ソ封建世ノ精神ヲ愛セザル」を掲げ、このことをアイロニカルに嘆く。「士ハ国家ノ居候也」、「士ハ良民ニ非サル也、却テ良民ノ邪魔物也」、「不平士族ノ害ヤ多シ」、「頑固士族ハ開化ノ妨碍ナリ」という士族批判に逐一反論した後、つぎのように指摘する。

「夫レ士ハ実ニ封建時代ノ尤物ニシテ、社会上等ノ地位ニ養ハレ、高上ノ教育ヲ受ケ、政府君主ヨリモ非常ノ厚遇優待ヲ蒙リ、愛国ノ精神・公共ノ思想ハ世界各国ニ徴シテ特ニ出格ニ係リ、廉恥ヲ知ルノ心甚タ厚ク、忠義直ノ意モ亦甚タ深く、智識才徳モ粗ホ備ハリテ、之ヲ要スルニ立派至極ナル道德充然トシテ満チタル者ナリ。豈ニ珍シカラスヤ。ソノ珍且美ナリシコト試ミニ之ヲ世界ノ博覧会ニ出サバ（為スベキコトニハアラザレトモ）無比ノ上物ニシテ第一等ノ賞牌ヲ受クルヤ必セリト云フベシ」

このアイロニカルな表出の中に、いまや士族は新しい時代の中で消滅すべき社会的存在であるという認識と、士族が士族であるゆえにもたねばならない矜持<sup>11</sup>志士意識への愛惜が示された。かれによれば、士族はかかる矜持を「封建ノ遺物」たる士族から引き剝がし、それを維持することによってのみ、新しい時代の担い手の一人として自立する可能性が開かれているのである。

ところで、立志社および各政社からの共行社への激しい批判は、一方  
で立志社を中心とした各政社員を引き締めるとともに、他方で分離後の  
共行社員をいっそう政府側へと追いやった。後に水野寅次郎が立憲帝政  
党の設立者の一人となり、桐島祥陽が高陽立憲政党（土佐における保守  
派の組織）の設立に参加するに至る。おそらく多くの民権家は、立志社  
と共行社の間で揺れていた。

14

共行社分離にともなう、士族民権家の動揺を防ぐことを直接の契機と  
した事件があった。士族に車夫になろうという呼び掛けと、かつそれを  
実行した事件がそれである。「土陽新聞小歴史」は、この間の事情をつ  
ぎのように記している。

「我が高知県の士族の如きも、亦往々にして窮途に彷徨するもの尠な  
からず。然るに彼等は、此の窮地に臨んでも、徒らに従来の習慣と地位  
を思ふて職業に就くことを恥じ、責めて表面丈けにても一般人民の上  
位を占めんと欲し、彼等のうち少く文字あるものは官に依頼して五斗  
米に腰を屈するあり、多少商略あり起業心あるもの官の保護金を得て事  
を営まんとするものあり、甚だしきは友を売り節を変じて探偵吏となる  
ものあり……士族の比弊に陥るは、畢竟下等の職業を賤み、之に従事す  
るを恥づるに由る。特に共行社近日の挙動の如きは抑も何たる事ぞ。彼  
れ久しく我輩と其志を同ふし、共に専制の政を改革せんと誓ひ、政府の  
専横を憤りたるに非ずや。然るに今卑屈にも政府の保護に依り、悔恨の

業に従事せんとす。憤慨何ぞ耐へむや。吾徒は苟も良心之を許し節義に  
欠くる所なくば、如何なる職業を執るも俯仰天地に恥ずることなし。縦  
ひ巨万の富を積み、高官高位に列するも、其道に非ずして内即ち疾しき  
所あり節操欠くる所あらば、其事ある大に賤むべきなり。左れば吾徒は  
公然此趣旨を天下に公にし、且つ暫く自ら之を實行し、先づ世人の最も  
賤悪する所の車夫と為つて、一方には自主独立の重んずべき事を示し、  
一方には士族の墮落を救はんと決し、宮地茂春氏に檄文の起草を委嘱し、  
稿成るや之を会衆の前に朗読したるに、衆皆な手を拍て快と称し、直ち  
に之を實行することとなり」（鈴木安藏『自由民権運動史』光文社 一九四  
七 四九五〇頁）

右の「小歴史」に宮地茂春が起草したとされる檄文は、八一年二月二  
六、二八日付け「高知新聞」に掲載された「輓車之趣意」（投書）であ  
る。「趣意」の署名者は二三名で、いずれも以降の運動において中堅と  
して活躍することになる若手民権家（直寛・枝盛よりさらに若手）たち  
であった。

さて「趣意」は、「天地ノ公道」を説くことから始まっている。

「夫レ天地ノ公道ナルモノハ、金錢ノ多ニ依テ存在セス、爵位ノ尊キ  
ナ為メニ操持スルヲ得ス、貧賤以テ遁辞セス、威武以テ恐怖セス、唯タ  
能ク節操義列ヲ尊信シテ、以テ良知ノ許諾スル所ニ従ヒ、誘惑ヲ排斥シ、  
大イニ諸般ノ良能ヲ活動シテ、他ノ束縛ヲ超脱シ、独立自主毫モ不正ノ  
力ニ依頼セス、不羈自由苟モ不義ノ行ヲ甘受セズ、公明正大ニシテ以テ  
人タルニ恥チサル者ノ上ニ存在シテ離レス、如此キモノ又タ能ク之ヲ操

持スルヲ得ヘシ。然リ而シテ公道ナルモノ世道人心ノ標格ニシテ、依テ以テ運行スル枢軸ナリ」

右のごとく、「天地ノ公道」は社会倫理であるとともに、それにそつた行動準則であった。若手民権家たちは、この「天地ノ公道」に志士意識の徳目を重ね合わせた。それゆえかれらは、この「天地ノ公道」を「肥大ナラシメント欲シタル封建士族ノ風節」が「地ヲ払テ蕩燼」してゐることを嘆くことができた。

かれら若手民権家にとって、志士意識の母体たる家産官僚批判、さらには士族の族称の廃止の声は存在しないかのようなのである。その原因は、おそらくかれらが家産官僚としての経験をもたなかったことによる。かれらは、経験としての「封建士族」から遠いがゆえに、「封建士族」とその「風節」を純化しえた。かれらにとって士族とは、実体としてのそれより、政治社会の全体利益への責務の自覚的存在の象徴であり、その「風節」は討幕の志士たちを貫く変革主体の行動準則であった。「士族ノ責任」は重い。

「翻テ我カ家邦ノ如キ、社会ノ秩序固ヨリ全ク整頓ヲ得ズ、天地ノ公道尚ホ未タ勢力ヲ顕サス、粉々擾々未開ノ域ニ逡巡シ、加之国家ノ運命ハ衰頹シテ振ハス、人民ノ元氣ハ昏睡シテ覚メス、鯢鰐州ノ東西ニ跋扈シ、豺狼国ノ南北ニ蟠踞シ、常ニ隙ヲ窺フテ吞噬ノ欲ヲ逞クセントス。其ノ国脈民命ノ危キコト一縷千斤モ替ナラス、此ノ時ニ際シ、能ク大難ノ衝ニ当リ、社会ノ秩序ヲ整頓シ、公道ノ光線ヲ妖雲慘雨ノ間ニ發揮シ、国家ノ運命ヲ振作シ、国民ノ昏睡ヲ覚破シ、碧眼髯奴ヲ驅逐シテ、国権

ヲ回復シ、危キコト累卵ノ如ク、急ナルコト眉ヲ燃クカ如キ国脈民命ヲ変シテ泰山富岳ノ安ニ置キ、駭々トシテ文物隆盛ノ世界ニ進歩セシムルモノハ、同胞三千万人ノ大義大節ナリト雖、我党ハ殊ニ以テ士族ノ責任ナリト自期シタリ」

かれらは、士族がなぜかかる責任を負わねばならないのかを問わない。おそらくかれらにとって、そうあることが士族の士族たるゆえんであった。ところが、「何ソ凶ラン、心術腐敗シテ、其重大ナル責任ヲ負担シ能ハサルノミナラス、自活ノ途ニタモ狼狽スルニ至ラントハ」。「封建士族」とその「風節」を、変革主体とその行動準則として純化しえたかれらにとって、士族が生活体として自立できないがゆえに、その可能性を失っていることは重大事であった。

かくしてかれらは、士族への自活の勧めとして職業に貴賤のないことを強調し、そのことを身をもって示すために車夫になることを宣言したのである。

「世皮想者ノ多キヨリ、或ハ車夫ヲ賤悪シ、甚シキハ車夫ヲ以テ牛馬ト同一視スルニ至リ、遂ニ車ヲ挽クヲ以テ至陋至劣ノ活路ナリ、恥ヘシトシテ為サ、ルニ至リシハ、豈ニ相親皮見誤謬ノ甚シキ至リナラスヤ。元來車ヲ挽クヤ自己天賦ノ筋力ヲ労働シテ為ス食業ナレバ他ノ舟筏ヲ運漕シ、若シクハ駕籠ヲ負荷シ、或ハ田畝ヲ耕耘シ、家屋ヲ建築シ、木ヲ伐リ、草ヲ鋤キ、獵ヲ為ス等ノ力役ト一様ニシテ、車夫ヲ賤悪スレハ他百般ノ力役者ヲ賤悪セサルヲ得ス。天下寧口此ノ如キ理アランヤ。且ツ造物我ニ賦スルニ智力ト筋力トヲ以テス、智力ヲ勞スル能ハサルノ時ニ

於テハ筋力ヲ勞スルハ則チ人生ノ通義、何ノ怪ムコトカ之アランヤ。  
 ……車夫ノ生業豈ニ恥ツヘキモノナラン哉」

かれら若手民権家の認識によれば、士族が知識人であるためには生活  
 体として自立すべきであり、そのためには士族の旧来の職業観は変革さ  
 れるべきであった。

右のように主張するかれらは、身分・職業としての士族から自由な世  
 代であった。しかし、はたしてかれらにとって知識が権利と直接結び付  
 かないことは勿論、知識人であることは何らかの知的職業と結びつく必  
 要さえなかったのか。あるいはかれらは、知識人であることは職業と  
 いっさい関係なく、政治社会の全体利益への責務に生きることである、  
 という認識に徹しえたであろうか。かれらは「趣意」の終わりにつぎの  
 ように書き付けた。

「我党ハ微財薄産アルアツテ、凶歳ニ非スンハ以テ饑ユルコト無カル  
 ベシ、カメテ而シテ節用セハ亦以テ生ヲ遂クルニ足ルト雖トモ、今ヨリ  
 以降下等ナル車夫ト何日間伍ヲ同フシ、造物我ニ賦スルノ能力ヲ空フセ  
 サル理ヲ明ニシ、以テ卑屈愉安ノ習俗ヲ輾破シ、誓テ言行ヲ證シ、以テ  
 公道元氣ヲ既ニ墜ツルニ挽回セント欲ス」

あえて右のように後書きしたことは、かれらもまた「下等ナル車夫」  
 になることに全くこだわりがないというわけではないことを雄弁に示し  
 ていた。

15

「土陽新聞小歴史」は、士族民権家が車夫になるという運動の成果と  
 して二点あげている。第一に、この運動は、「これ力役社会が漸く自己  
 の権利を認識し、自由主義をして根底あらしめ、従て我党の機関紙たる  
 高知新聞の勢力を彼等の社会に布くの基」となった。第二に、「此れよ  
 りして士族等の零落するもの毫も賤業を厭はざる」ようになったと（鈴  
 木『自由民権運動史』前出 四九―五一頁）。

事実、右の「趣意」発表の三カ月ほど後の五月一九日付「高知新聞」  
 の広告欄には、つぎのような広告がある。

「弊社々員申合せ左ノ章標（略―松岡）ヲ掲ケ車夫営業致シ候、勿論  
 不都合之レ無ク様賃銭相定メ之レ有候間、江湖諸君愛顧ヲ垂レラレ御乗  
 車被下度、若シ過分ノ賃銭ヲ申掛ル等ノ不都合之レ有レバ、其車夫姓名  
 及ヒ章記番号御糺ノ上本社へ御通知被度候也

永国寺町二番地 愛敬社

「一寸諸客様に申上ます。車夫ともこの此度申合せ正信組と唱へ、旗  
 或は提灯に正の字を記し、並々よりは賃銭等も相働き可申上、若し万一  
 御不都合の義有之節は早速頭取江の口村愛宕町永野友七方へ御知せ被下  
 候はば、精々取糺の上少しも御不工面相掛不申上候間、何卒特別の御最  
 負偏奉希候

Ⓢ 車夫一同拝伏

そして、この時以降、土佐における自由民権運動は、一気に社会底辺  
 にまで浸透しはじめ、翌八二年五月には、車夫を中心とした都市貧民が  
 力役自由党を結成し、土佐における運動の大きな勢力となるに至る。力

役自由党の結成は、立志学舎で坂本直寛の同窓であった奥宮健之が中心となつて東京に車会党を結成する五カ月前のことであつた。あるいは奥宮は、土佐における力役自由党の活躍に刺激を受けたのかもしれない。

ところで、はたして若手士族民権家が「封建士族ノ風節」の回復・維持のために車夫となつた示威運動が、かくも簡単に自由民権運動の隆盛に直結したといえるのであろうか。士族の職業観の変化は、もはや零落士族に「賤業を厭」う余裕がなかつたことに起因し、社会底辺の運動への参加は、いまや社会底辺が市民権を獲得する必要にせまられていたことに起因するのではないか。すなわち、飲み・食い・住まい・衣服をまとわねばならぬ個人々の日常の必要性が、かれらの変化を引き起こしているのではないか。事実、かかる日常における必要性は、急激なインフレの中で士族民権家の行動と関係なく存在し、わずかの契機によつて顕在化する段階を迎えていた。おそらくは若手民権家の行動は、そのわずかの契機にすぎなかつた。「趣意」にみられる「士族ノ責任」論が相変わらず大衆の日常性を捨象した天下国家論に収斂するものであつたにもかかわらず、愛敬（あいきょう）社・正信社の広告が、その名称とともに、天下国家論から程遠い職業倫理の表明であつたことが、それを端的に示している。さらに民権家が車夫になるというこの示威運動は、「賃銭の安きを厭はずして客の需めに応じるため、本職の車夫に恐慌を来して追々苦情の声」（島崎猪十馬編「旧各社事蹟」一九頁）が挙がつたことによつてストップしたことも付け加えておきたい。かれらは頼かむりして車を引かざるをえない先行世代の心情を理解するにはあまりに若く、民

権家としての自らに酔いすぎていた。

かくしてわれわれは、以下のようにいうことができる。かれら若手民権家たちは、先行世代から贈られた言辞を使用することによつて、それに新しい意味を付与しつつも、かれらの主観的意図と関係なく、その旧い言辞のもつ旧い内実をも引き受けたのであると。少なくともかつて被支配階級に甘んじることを強いられた平民大衆からすれば、その旧い言辞は旧支配階級のものであつた。かれら若手民権家の姿勢は、速水、坂崎の士族への自己批判要求、華士族の廃止要求、そして士族民権家は大衆に支えられた知識人として自立すべきである、等々の主張から未だ遠い。それが、かれらが経験として家産官僚でなかつたことに起因するとしても、経験しなかつたことが理解しなくていいという理由にはならない。かれらは、自己批判するには想像力に欠けていた。

若手士族民権家たちの自己批判の不在も、運動の発展・隆盛期には運動に影を落とすことはない。なぜなら、かれらの運動にたいする熱心が、大衆の日常性を突き上げることによつて政治化せざるを得ない時期と重なつたからである。すなわち大衆は、士族民権家への不信を残しつつも、士族民権家の説く自由民権論に、自らの日常における矛盾を顕在化し揚棄する表象を見いだしたのである。

そして忘れてはならないのは、皮肉にも運動が隆盛をむかえたことが、若手民権家が自己批判する機会を失わせる原因にもなつたことである。なぜなら、かれらは運動の隆盛をかれらの啓蒙運動と組織化努力の成果と考えたからである。かれらは、一八世紀啓蒙主義以来の図式の中にい

た。かれらにすれば、かれらが学んだ西洋政治思想の理念を大衆が理解すれば、人民大衆は運動に参加するはずであり、大衆が運動にまだ参加してこないのは民権家の大衆への教化不足に起因するにちがひなかった。かれらは努力した。そして運動は隆盛をむかえた。かれらは知識人としての責務を果たし、大衆に受け入れられたと。

右の認識が誤ったものである(もちろんかれらはその誤りを自覚しなかったのであるが)ことが示されるのは、運動衰退期である。その詳細の検討は稿を改めたいが、概観を示せば以下のようである。八二年のデフレ政策への転換とその進行により、豪農商は急速に運動から離脱しはじめ、社会底辺はその生活苦からこれまで以上に自由民権運動に期待した。そして民権家は、いつその啓蒙と組織化に努力をはらった。しかしかれらは、豪農商の運動離脱をくいとめることも、社会底辺の期待に応えることもできなかった。かれらは、大衆が動くのは、かれらの啓蒙運動を契機とするにしても、より本質的には社会経済段階、あるいは状況に刻印された大衆の自然史のうちにあることに気づかなかつた。かれらは、かれらの視点を飲み・食い・住まい・衣服をまとわねばならぬ個人に定位することがなかつたのである。

かれらは、大衆の啓蒙と組織化がもはやほとんど不可能であると認識したとき、「前衛」分子による蜂起を夢見る。そしてこの場合でも、おそらくかれらは、「前衛」分子による蜂起があれば、大衆はそれに呼応すると考えていた。土佐にあつても、加波山事件をはじめとした一連の士族民権家の蜂起の可能性はあつた。それゆえにこそ板垣を中心とした

長老たちは、官民調和論・国権拡張論を提起し、若手民権家の眼を海外に転じることに全力を尽くした。そして若手民権家は、国権拡張の第一着手としての「朝鮮改革運動」と称した軍事教練を熱狂的に支持したのである。共同体の全体利益への責務の自覚として志士意識を純化したかれらも、自らの視点を社会経済状況に刻印される大衆の日常性に定位することがなかつたがゆえに、共同体なるものは抽象的であり、それは容易に国家権力と一体化し、かれらをして帝国主義的政策の尖兵であることとさえ肯じせしめたのである。そして皮肉なことに、若手民権家による士族の精神の純化、すなわち、士族の精神を实体としての士族から解放することは、士族の精神を士族から剝離し国民教化イデオロギーとしてしようとしていた政府の政策と一致していた。